令和２年度

環境経営レポート

対象期間：令和２年４月～令和３年３月

®環境省
エコアクション21
認証・登録番号 0002335

HWPC

発行日：令和３年７月 12 日

一般社団法人 兵庫県水質保全センター

1　環境経営方針

≪理念≫

一般社団法人 兵庫県水質保全センターは、環境活動を事業運営の重要取組事項の一つと位置付け、環境への負荷の低減や生活環境問題に積極的に取り組み、低炭素社会、水環境の保全及び持続的な循環型社会の構築に貢献します。

≪方針≫

一般社団法人兵庫県水質保全センターは、兵庫県全域の浄化槽の法定検査、環境計量証明、河川・ため池の水質調査、環境教育等の事業活動を通じ、次の項目に取り組みます。

1　エコアクション２１環境経営システムを構築、運営し、環境目標と環境活動計画を設定し、実行に移し、結果については評価と活動内容の見直しを行うことによる継続的改善に取り組みます。

2　浄化槽法、計量法等の環境関連法令及び条例を遵守します。

3　省資源･省エネルギーに努め、CO_2 排出量の削減、廃棄物の適正処理・減量及び節水に取り組みます。

4　環境への負荷の低減を適切に実行するため、当センター内部では、全職員にエコアクション２１について必要な環境教育を実施します。また、外部へは、兵庫県内の中学校を対象として、未来を担う子供たちに水環境保全の重要性を体感してもらう環境教育を積極的に実施します。

5　水環境保全に寄与することを目的としている浄化槽の指定検査機関として、社会的責務と使命を自覚し、地域社会へ浄化槽及びエコアクション２１の普及啓発に努めます。

6　化学物質の適正な管理と適正使用に努めます。

この環境方針は、全職員に周知徹底します。

制定日　：　平成 19 年 7 月 11 日
改定日　：　平成 25 年 4 月 1 日
改定日　：　平成 26 年 4 月 1 日
改定日　：　平成 31 年 4 月 1 日
改定日　：　令和 2 年 3 月 4 日
改定日　：　令和 3 年 6 月 25 日

一般社団法人 兵庫県水質保全センター
会長　　田中　一良

2　組織の概要と認証・登録の対象範囲

1　目的

当法人は、浄化槽法に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及促進並びに浄化槽に関する技術の向上、知識の普及を通じ、浄化槽の製造、工事、保守点検及び清掃の適正化を図るための事業を行い、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全等に寄与することを目的としています。

2　名称

一般社団法人 兵庫県水質保全センター
会長　　田中　一良
所在地　　〒650-0047　　神戸市中央区港島南町３丁目３番８　　電 話 078-306-6020
　　◆ 環境管理責任者 ： 常務理事兼事務局長　清水　伸一郎
　　◆ 事務局担当者 ： 業務部環境水質課係長　大迫　幸恵
建物の概要　　土地：1000.11 ㎡　　建物　1Ｆ：600.93 ㎡　2Ｆ：604.27 ㎡
設立許可　　昭和 49 年 5 月 29 日

（令和 3 年 3 月 31 日現在）

会員	○	正会員	製造業者	11 社
			工事業者	122 社
			保守点検業者	147 社
			清掃業者	93 社　　注記)兼業含む
	○	特別会員		12 名　（行政等）
役員	○	理事		24 名（正会員理事 12 名　　特別会員理事 12 名）
	○	監事		3 名
職員	○	正職員		27 名
	○	再雇用職員		2 名
	○	契約職員		10 名
	○	その他		2 名

有資格者	○	環境計量士	所要 1 名、在籍 1 名
	○	浄化槽検査員	所要 1 名、在籍 23 名
	○	浄化槽管理士	在籍 29 名
	○	浄化槽設備士	在籍　2 名
	○	浄化槽技術管理者	在籍 15 名
社有車台数	○	軽自動車 26 台　　ライトバン　1 台	

3　センターの歩み

昭和 49 年 5 月　社団法人 兵庫県浄化槽センターとして発足
　〃　　9 月　事務所を 神戸市生田区下山手通 5 丁目 21-2 南協和ビル に移転
昭和 54 年 6 月　水質検査所を 明石市相生町 11-9 大枝ビル に開設
昭和 55 年 2 月　厚生大臣指定検査機関となる
昭和 57 年 6 月　社団法人 兵庫県水質保全センターに名称を変更
昭和 58 年 1 月　事務所、水質検査所を統合し、神戸市兵庫区入江通 3 丁目 1-15　に移転

昭和 59 年 1 月　創立 10 周年記念式典を開催
昭和 61 年 3 月　浄化槽法第 57 条第 1 項の規定により、同法第 7 条及び第 11 条に規定する水質に関する指定検査機関（兵庫県知事認可）となる
昭和 61 年11 月　事務所を 神戸市兵庫区中道通 7 丁目 1 番 13 号 に移転
平成元年　4 月　小型合併処理浄化槽機能保証制度を実施
平成 2 年　11 月　浄化槽法第 11 条検査の補完検査を実施
平成 6 年　11 月　創立 20 周年記念式典を開催
平成 7 年　1 月　阪神淡路大震災により事務所が倒壊したため、姫路市田寺 4 丁目 5-12 に仮事務所として移転
平成 12 年11 月　事務所を 神戸市中央区港島南町 3 丁目 3 番 8 に新築、移転
平成 13 年 4 月　浄化槽法一部改正により、みなし浄化槽の新設禁止
平成 13 年10 月　浄化槽法第 11 条検査の水質検査項目に BOD を導入
平成 15 年 4 月　浄化槽法第 11 条検査に「指定検査員補制度<兵庫方式>」導入（補完検査制度は廃止）
平成 16 年11 月　創立 30 周年記念式典を開催
平成 18 年 2 月　浄化槽法の一部を改正する法律の施行(同法目的に「公共用水域の水質保全」が明示)
平成 20 年 1 月　センター構造改革特別委員会答申(公共用水域等の水質保全及び浄化槽業界の更なる発展と飛躍を目指して)
平成 20 年 3 月　エコアクション 21 認証・登録　　対象事業所：所在地のみ(関連事業所なし)
平成 21 年 5 月　第 36 回通常総会において理事定数の削減
平成 22 年 7 月　公益法人制度改革特別委員会の設置
平成 23 年 9 月　一般社団法人　兵庫県知事認可
平成 23 年10 月　一般社団法人 兵庫県水質保全センター設立登記
平成 23 年12 月　兵庫県知事より「公益目的財産額の確定」通知受理
平成 26 年11 月　創立 40 周年記念式典を開催
令和元年　6 月　浄化槽法の一部を改正する法律公布
令和 2 年　4 月　浄化槽法の一部を改正する法律施行（特定既存単独浄化槽を定義、知事等に浄化槽台帳の整備の義務化）
令和 3 年　4 月　浄化槽法第 11 条検査「指定検査員補制度」の利用を中止

4　事業概要(認証・登録範囲)　(関連事業所なし)

①　浄化槽の製造、設計、保守点検及び清掃の適正化に関する事業

浄化槽の製造・工事・保守点検及び清掃を適正に行うため、会員の技術の向上、知識の普及を目的とした各種講習会の開催、広報誌、会員名簿の発行等の事業を通じて知識の普及啓発を図り、水環境の保全に努めています。

②　浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく法定検査に関する事業

兵庫県水質保全センターは兵庫県知事から指定を受けて、浄化槽の法定検査を行う、兵庫県内唯一の機関で、浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく検査を行っています。

③　浄化槽に係る水質検査に関する事業

環境計量証明事業所として、迅速かつ正確な環境測定を行うとともに、浄化槽法に基づく法定検査機関として、計量証明行為だけでなくその計量結果から、浄化槽の運転状況の把握に努めると共に、県・市・町や関係業者、及び県民からの水質関連のお問い合わせに対して、技術的サポートを行っています。

④　浄化槽に関する調査研究及びその受託事業

合併処理浄化槽の設置を推進すると共に、既設の単独処理浄化槽の合併化に向けた調査研究、浄化槽の維持管理費用と公共下水道の使用料との住民負担の格差の是正を図る公共関与制度の確立、その他の新規事業の検討等を行っています。また、関係機関からの受託事業として、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の河川に及ぼす水質汚染の比較調査、法定検査の受検率向上を目指した計画等の作成を行っています。

⑤　浄化槽に関する各種講習会、研修会等の開催

兵庫県並びに政令市の条例に基づき、「保守点検業務に関する講習会」を隔年開催し、浄化槽管理士の技術、技能、知識の向上に努めています。

⑥　環境教育事業

未来を担う子供たちの「環境マナー」を育成することを基本目的とする環境教育事業を平成 18 年度から行っています。「生活排水」と「河川水質」をキーワードに掲げ、生活環境に身近な中小河川を舞台として、参加者全員で河川水質の調査を行い、水環境を考える活動を行っています。

5　令和２年度の事業実績について

浄化槽法定検査実施基数	53,158 基
環境計量証明実施件数	2,205 件
事業収入	349,603 千円

3　エコアクション２１実施体制

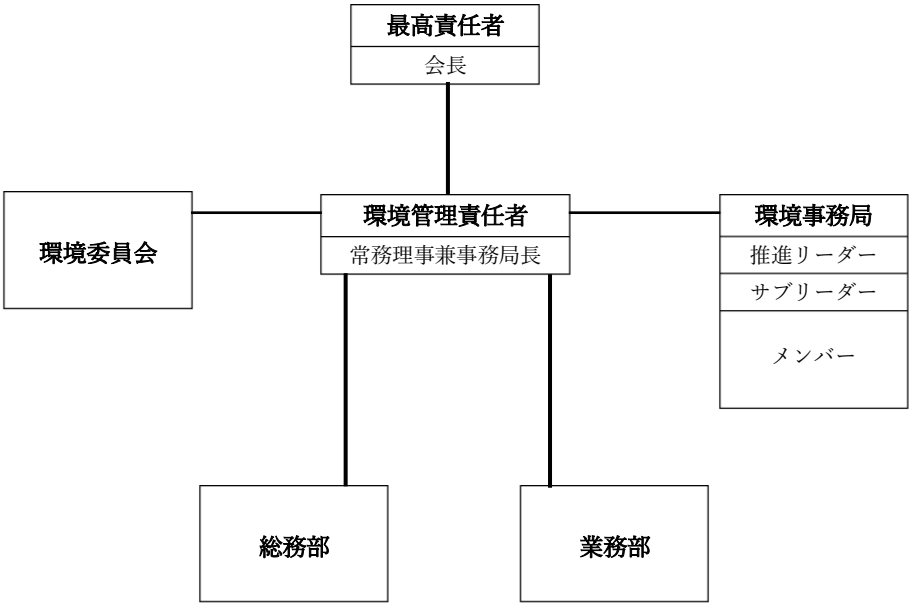

≪役割分担表≫

職名	役割
最高責任者	①　環境経営方針を定め、誓約する。 ②　エコアクション２１の構築・運用に関する情報を収集し、環境経営方針・環境経営目標等の全体の見直しを行い、必要に応じ改訂を指示する。 ③　エコアクション２１を運用し、維持するための経営資源を用意する。
環境管理責任者	①　エコアクション２１に関する合理的・効果的運用を図り、目的を達成するために環境委員会を運営する。 ②　最高責任者による見直しのための情報として、エコアクション２１の構築・運用に関する情報を最高責任者へ提供する。
環境事務局	①　環境管理責任者を補佐し、エコアクション２１に関する実務全般を所管する。 ②　メンバーは担当する環境活動の管理を行い、月毎に結果をサブリーダーに報告する。 ③　サブリーダーは結果報告の確認及び推進リーダーを補佐する。 ④　推進リーダーはエコアクション２１の書類一式作成及び記録類の管理、評価をする。
環境委員会	①　環境責任者・環境事務局で構成する。 ②　概ね３ヵ月に１回の頻度で推進リーダーが招集する。 ③　環境経営目標の設定、環境経営計画の策定及び実施の進捗状況について協議する。 ④　環境管理責任者が必要と認めた者は出席することができる。
担当課長	①　職員にエコアクション２１の意識を高めることを喚起する。
職員	①　エコアクション２１に対し貢献するという意識を強く持つ。

4　環境経営目標設定書

No.	環境項目 （注１）	「環境方針」 との整合 （項目）	影響範囲 （注２）	令和元年度 目標	令和２年度 目標	令和３年度 目標	令和４年度 目標	実施部門		
								浄化槽 検査課	環境 水質課	総務課
1	CO_2総排出量 [kg-CO_2/百万円]	CO_2排出量の削減	3	428	428	428	見直し予定	●	○	○
2	車両平均燃費 [km/L]	CO_2排出量の削減	3	16.8	16.8	16.8		●	○	○
3	一般廃棄物 再資源化の 推進(ﾘｻｲｸﾙ率)[%]	廃棄物の適正処理 及び減量	2	58	58	58		○	○	●
4	産業廃棄物管理	廃棄物の適正処理 及び減量	2	マニフェスト照合確認・契約書及び許可証 の添付確認・許可証有効期限の確認					●	
5	水使用量 [m^3/百万円]	節水	2	2.77	2.77	2.77	見直し予定	○	●	○
6	当事業所職員を 対象とした環境 教育実施回数 [回]	環境教育の実施	2	6か月毎(年2回)の実施				○	●	○
7	県内中学校を 対象とした環境 教育実施回数 [回]	環境教育の実施	2	年2回以上の実施					●	○
8	浄化槽に関する 各種講習会等 の実施回数 [回]	浄化槽の普及啓発	2	年2回の実施				○		●
9	グリーン調達率[%] （金額による%）	グリーン調達 の実施	3	92	目標・報告項目からは 除外（活動は継続）			○	○	●
10	広報誌によるEA21 普及啓発(広報誌 発行回数)[回]	EA21普及啓発	2	年2回の発行				○	○	●
11	化学物質管理	化学物質の 適正管理	2	試薬台帳による管理・試薬棚の施錠管理					●	

●：主担当　　○：副担当

（注１）百万円あたりは、事業収入百万円あたりを示す
（注２）影響範囲に関する評価は、３（影響範囲がグローバル）、２（影響範囲が地域的）、１（影響範囲が事業所周辺）の３段階で評価
№１、２、３、５、９の実数目標値については、平成27～30年度の実績数値の平均から算出。
（注記）CO_2総排出量の目標設定について、平成30年度は平成26年度関西電力実排出係数0.450(kg-CO_2/kWh)を用いており、令和元年度以降は平成29年度関西電力調整後排出係数0.418(kg-CO_2/kWh)を用いています。（平成27～平成29年度の実績についてもこの係数を用いて再計算し、令和元年度目標を算出）
各目標の取組実施責任者は実施主担当部署の課長が担う。

令和４年度の目標については、水使用量の改善対策により大幅に状態が変動したため、他項目も含め令和元年度～令和３年度の状況を見ての再設定を予定している。

5　環境経営計画

環境経営目標項目	環境経営計画
CO_2総排出量	ガソリン・都市ガス・購入電気の月消費量の管理
	5,000km 毎のオイル交換と空気圧チェックの徹底
	車両平均燃費の管理
	低燃費車両への随時切換
	安全運転の励行とエコドライブの実施
	ガスを要する水質検査終了時の速やかな止栓の徹底
	ガスエアコンによる温度設定の管理（夏季冷房時 28℃、冬季暖房時 22 度。別途温度管理が必要な分析室は除く）
	昼休み時間の事務所消灯
	電気設備を使用する水質検査終了時の速やかな電源 OFF の徹底
	コピー終了時の節電ボタン ON の徹底
	残業時間の縮減による照明・空調機器の運転時間縮減
一般廃棄物再資源化の推進	一般廃棄物排出量の管理（資源ごみ・可燃ごみ・不燃ごみの数値管理）
	両面コピーと電子媒体によるペーパレス化の推進
	使用頻度の高い A 4 コピー用紙の再利用等による使用量削減
産業廃棄物管理	マニフェストによる適正処理の実施
	サンプル瓶の再使用等による産業廃棄物排出量の削減
水使用量	上水道の月間使用量の管理
	給水中にその場を離れる場合の止水徹底
	節水ステッカーによる節水啓発の実施
環境教育	当事業所の職員を対象に年 2 回実施
	県内中学校を対象に年 2 回実施
浄化槽に関する講習会等	浄化槽の設置推進や浄化槽の適正な維持管理の確保を図るため、浄化槽に対する正しい認識と維持管理の必要性の普及啓発を目的に「浄化槽フォーラム」等を開催
	浄化槽の保守点検業者が雇用する浄化槽管理士を対象に、浄化槽の維持管理等の知識や技能の向上を図る講習会の実施
広報誌の発行	エコアクション２１普及啓発を目的に、環境活動状況を掲載した広報誌を年 2 回発行
化学物質使用量	化学物質使用量の管理

6　環境経営目標の実績と評価

No.	環境項目 （注１）	令和２年度目標	令和２年度実績と評価 達成：○、未達成：×
1	CO_2総排出量 [kg-CO_2/百万円]	428	385 目標達成率：111% 評価：○
2	車両平均燃費 [km/L]	16.8	18 目標達成率：112% 評価：○
3	一般廃棄物再資源化の 推進(ﾘｻｲｸﾙ率)[%]	58	53 目標達成率：91% 評価：×
4	産業廃棄物管理	マニフェスト照合確認 ・契約書及び許可証の添付確認 ・許可証有効期限の確認	適正管理 評価：○
5	水使用量 [m^3/百万円]	2.77	2.93 目標達成率：95% 評価：×
6	当事業所職員を対象とした 環境教育実施回数 [回]	６ヶ月毎（年２回)の実施	２回 評価：○
7	県内中学校を対象とした 環境教育実施回数 [回]	年２回以上の実施	コロナ禍のため開催できず 評価：×
8	浄化槽に関する 各種講習会等の実施回数 [回]	年２回の実施	１回 コロナ禍のため開催できず 評価：×
9	グリーン調達率[%] （金額による%）	目標・報告項目からは 除外（活動は継続）	
10	広報誌によるEA21普及啓発 （広報誌発行回数)[回]	年2回の発行	２回 評価：○
11	化学物質管理	試薬台帳による管理 ・試薬棚の施錠管理	適正管理 評価：○

（注１）百万円あたりは、事業収入百万円あたりを示す
№１、２、３、５、９の実数目標値については、平成27～30年度の実績数値の平均から算出。
（注記）CO_2総排出量の目標設定について、平成30年度は平成26年度関西電力実排出係数0.450(kg-CO_2/kWh)を用いており、令和元以降は平成29年度関西電力調整後排出係数0.418(kg-CO_2/kWh)を用いています。（平成27～平成29年度の実績についてもこの係数を て再計算し、令和元年度目標を算出）
令和４年度の目標については、水使用量が改善対策により大幅に状態が変動したため、他項目も含め令和元年度～令和３年度の状 ての再設定を予定している。

7　環境経営計画の取組み結果とその評価、及び次年度の取組み内容

【環境経営計画の取組み結果とその評価】

令和２年度はより一層環境に対する活動への取組みを強化するための試みとして、平成 27～29 年度の３年間の実績平均値を環境経営目標に設定し、これまで以上に高い目標値の達成に向けて全社的に取り組んだ。

1　CO_2総排出量 及び 2　車両平均燃費

令和２年度はCO_2排出源の「購入電力」、「総ガソリン量」及び「都市ガス」のうち「総ガソリン量」の消費量が前年度実績を上回ったが、「購入電力」と「都市ガス」は取り組み以来最も低い消費量であったことから、CO_2総排出量が取組み以来最も低い値となり、目標達成率は 111%であった。（図１及び図２）

CO_2総排出量については、令和元年 10 月に実施したガス空調機の更新による電気・ガス使用量の削減効果とともに、コロナ禍における営業時間短縮の影響が考えられるが、本来の活動として引き続き業務の効率化による時間外勤務の減少、全業務用車両の燃費実績の管理等による取り組みを継続し、消費量削減に努める。

車両関係においては、新型コロナウィルスの感染拡大防止の観点から、可能な限り検査員の在社時間を削減し事業所内で密にならないよう取り組んだ。また、従前は出張で対応していた地域についても緊急事態宣言下では宿泊せずに検査を実施する等の見直しを行ったこと等の影響もあり、令和元年度に比べて車両平均燃費が低い値となったものの、達成率は 107%であった。令和３年度も引き続きドライブレコーダーの活用等によりエコドライブを徹底し、燃費向上に努める。（図３及び図４）

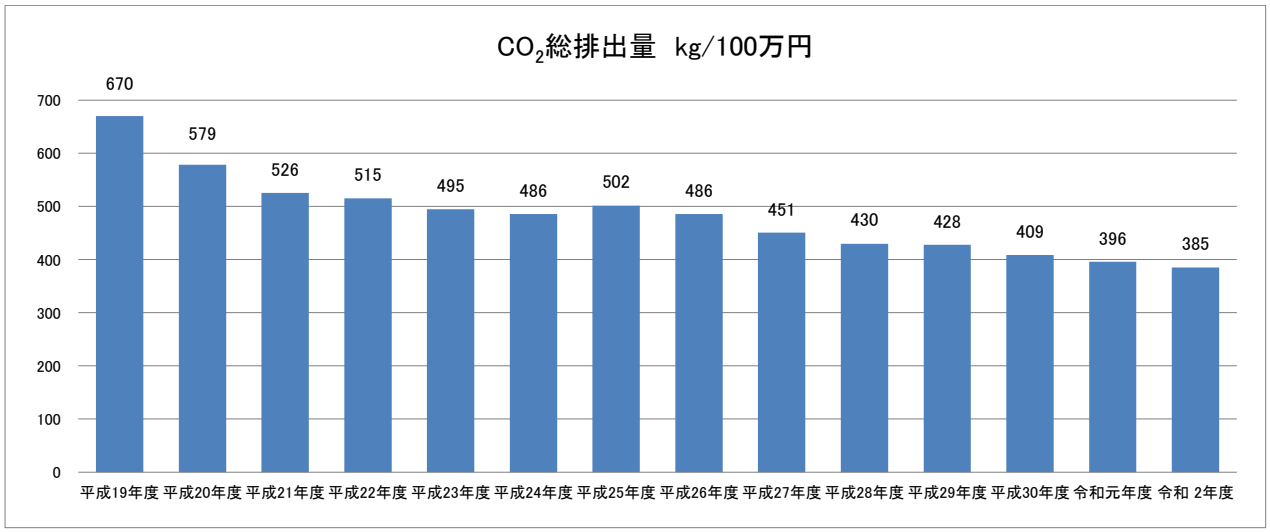

▲図１：CO_2総排出量の年度比較

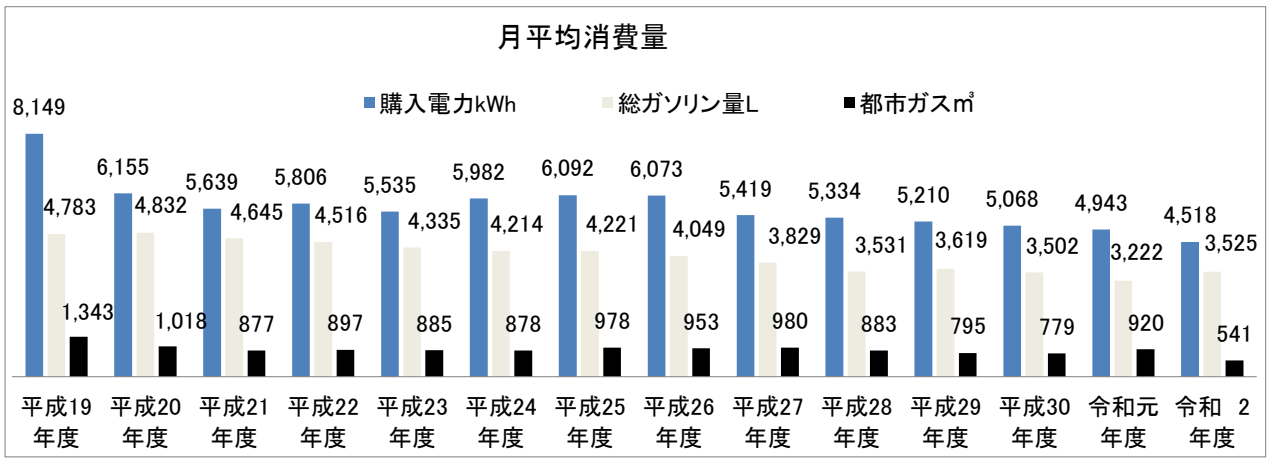

▲図２：購入電力、総ガソリン量、都市ガスの月平均消費量の年度比較

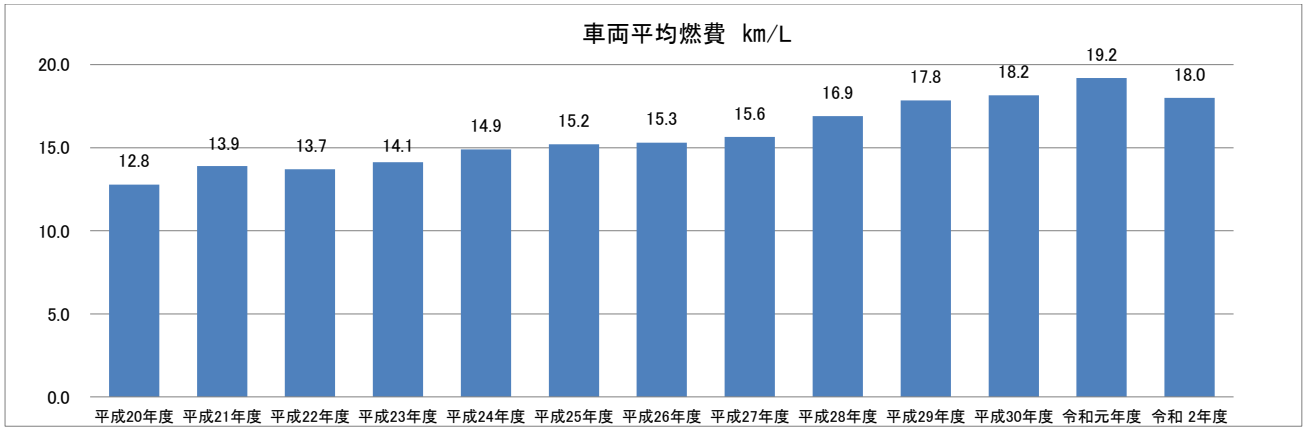

▲図３： 車両平均燃費の年度比較

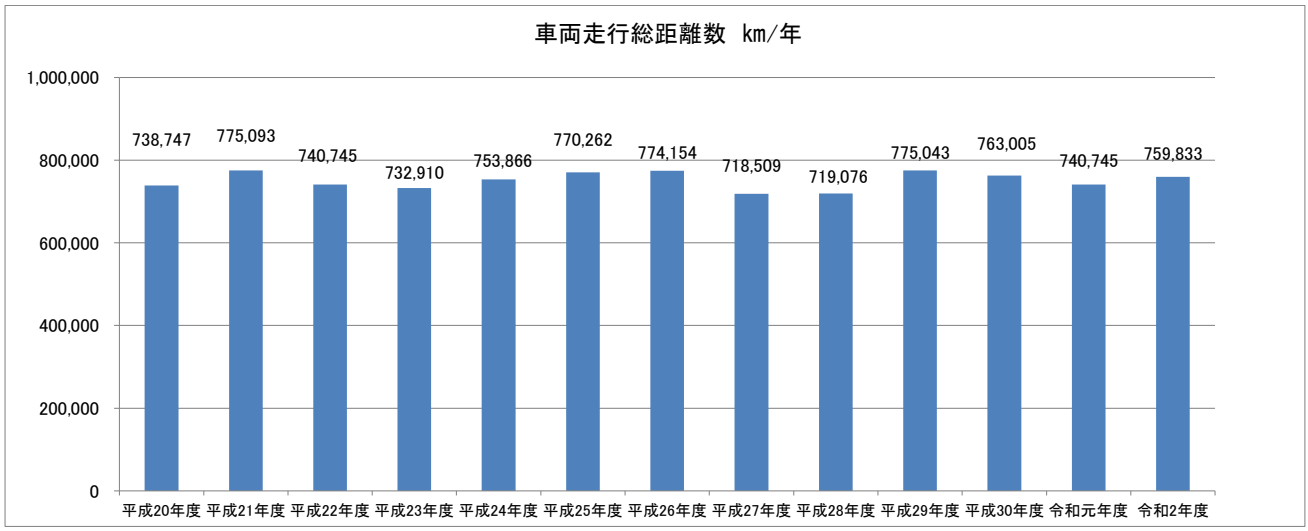

▲図４： 車両走行総距離数の年度比較

３　一般廃棄物リサイクル率

一般廃棄物については、紙ごみなどリサイクルできるものは可燃ごみとせず資源ごみに出すなど、分別の徹底を行うとともに、電子媒体によるペーパレス化及びＡ４コピー用紙の使用枚数管理や裏紙使用等の取組みを続けている。令和２年度のリサイクル率は53%と目標達成とはならなかった。

今後もごみの内訳を精査して分別の徹底に取り組み、リサイクル率の向上に努める。

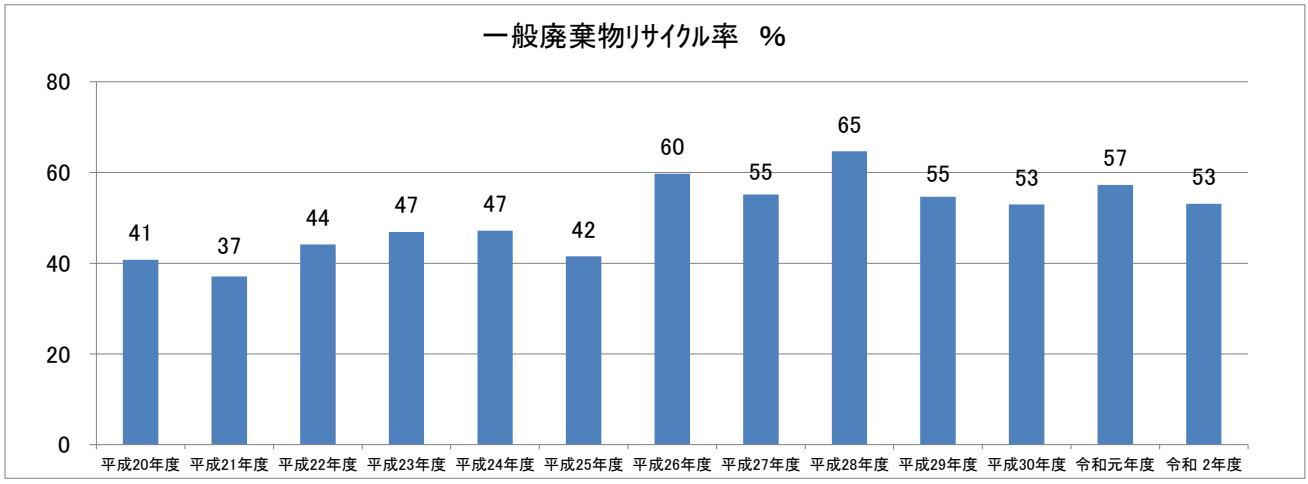

▲図５：一般廃棄物リサイクル率の年度比較

4　産業廃棄物管理の実施

産業廃棄物管理についてはマニフェストによる適正管理を注意励行して取り組んでいる。許可証有効期限については都度確認し、確認済みの許可証の期限を過ぎるものについては更新された許可証を業者から取り寄せて確認を行っている。

今後、可能な限り容器の洗浄・再使用を心がけ、またごみの分別に注意し産業廃棄物としての廃棄量削減に引き続き取組んでいく。

5　水使用量

水使用量については、令和元年度に使用量が大きく増加したため、原因を調査していたところ、トイレタンク内の部品等の老朽化により水漏れが発生していたことが令和２年 11 月に判明し、当該タンクの止水で対応した。令和３年３月に修理が完了しており、使用量は改善されているが、対応以前の使用量増加の影響により、年間での目標達成には至らなかった。

令和３年度も引き続き器具洗浄時のマニュアルを徹底するなどの対策もあわせて講じ、節水に努める。

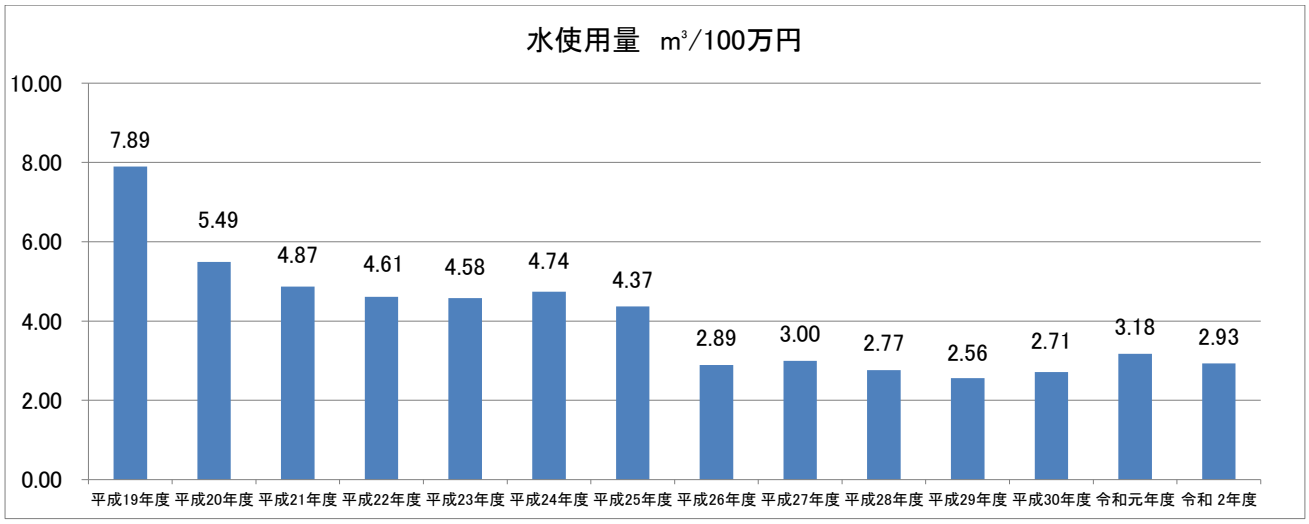

▲図６：水使用量の年度比較

6　当事業所職員を対象とした環境教育実施回数

当事業所の職員を対象とした環境教育は年２回の実施を基本としており、令和２年度も例年同様２回開催した。環境教育では環境経営レポートを中心にエコアクション２１への理解と協力を得る機会となるよう努めている。

7　県内中学校を対象とした環境教育実施回数

兵庫県内の中学校を対象とした環境教育は、環境マナーのこころを育てることを基本テーマとして平成 18 年度から取り組んでおり、平成 19 年度からは原則として夏休み期間中に実施している。

具体的な内容としては、子供たちと河川の水質について現地調査を行い、水質と流量について関心を持ってもらうことにより、水の循環や流域に存在している浄化槽の存在価値について理解を深めることができる機会となっている。

令和２年度においてはコロナ禍の影響により、感染拡大対策として参加控えが多く、開催に至ることができなかった。次年度については情勢を見ながら開催に向けて交渉、準備を行っていく。

8　浄化槽に関する講習会等

浄化槽の普及啓発を目的として、毎年各種講習会等を実施している。例年、年間２回の開催としているが令和２年度についてはコロナ禍の影響により開催を見合わせたため、年内に１回の開催しかできなかった。上記と同様、情勢を見ながら開催に向けて十分な対策を講じ、準備を行っていく。

令和２年度は７月 17 日に『令和２年度省エネ型浄化槽システム導入推進事業』補助金についての説明会を開催した。

9　グリーン調達

平成 22 年度からグリーン調達について取り組んできたが、昨今のエコアクション２１の目標必須項目から当該項目が除外されたことから、今年度以降目標に掲げての取組み対象としては除外することとなった。しかしながら、環境に対する活動としては望ましいものであることから、全社的活動としては継続する。

10　広報誌によるエコアクション２１普及啓発(広報誌発行回数)

例年、年間２回発行している広報誌にてセンターのエコアクション２１の取組み報告を行うと共に、省エネ型浄化槽システム導入推進事業の公募情報や各種試験・講習会の情報を掲載するなど、会員企業や関係機関に対し環境への取組みの普及啓発に努めている。令和２年度についても年間２回の広報誌発行を行うことができた。

11　化学物質管理

化学物質の適正管理のため、分析室では薬品棚に化学物質の管理台帳を備えており、化学物質の使用にあわせて随時残量等を記載し、管理に努めている。薬品棚の施錠や管理台帳との照らし合わせを随時行い、適正な管理状態の維持に努めている。

【次年度の取組み】

『4　環境経営目標』項の令和３年度目標ならびに『５　環境活動計画』項に準する。

8　環境関連法規制の遵守状況

令和２年度は令和３年３月 31 日に遵守状況を確認しました。

№.	当事業所に適用となる環境関連法規と遵守すべき要求事項	遵守状況
1	浄化槽法 目的（第１条）、法定検査（第７条、11 条）、保守点検業者の登録制度（第 48 条）、指定検査機関の指定（第 57 条）	遵法
2	計量法 指定の申請（第 59 条）、変更の届出等（第 62 条）、指定の基準（第 92 条）、計量証明事業の登録（第 107 条）、事業規程の提出義務（第 110 条）、計量証明書の交付（第 110 条の２）、計量証明検査の受検（第 116 条）、立入検査（第 148 条）	遵法
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 事業者の責務（第3条）、一般廃棄物の運搬、処分等の委託基準（第6条の2、第12条）産業廃棄物管理票（第12条の3）、管理票写しの保存期間と管理票交付者の報告書（第12条の3）	遵法
4	下水道法 特定施設（第 12 条の 2）、届出（第 12 条の 3）、氏名変更等の届出（第 12 条の 7）、水質の測定義務等（第 12 条の 12）、排水設備等の検査（第 13 条）、報告の徴収（第 39 条の 2）	遵法
5	毒物及び劇物取締法 毒物又は劇物の取扱い（第 11 条）、表示（第 12 条）	遵法
6	環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律 民間団体等の責務（第４条）、職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育（第 10 条）	遵法
7	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（第 16 条） （経済産業省・環境省告示第 13 号）	遵法
8	使用済自動車の再資源化等に関する法律 自動車の所有者の責務（第５条）、使用済自動車の引渡義務（第８条）、再資源化預託金等の預託義務（第 73 条）	遵法
9	特定家庭用機器再商品化法 事業者及び消費者の責務（第３条）	遵法
10	パーソナルコンピューターの製造等の事業を行う者の使用済みパーソナルコンピューターの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項（第１条）	遵法
11	資源の有効利用の促進に関する法律 事業者の責務（第４条）	遵法

9　代表者による全体の評価と見直し・指示の結果

評価実施日	令和３年７月１日
評価の対象期間	令和２年４月から令和３年３月末
代表者（会長）	田中　一良
代表者（会長）の総合コメント	環境活動が全社的に定着し、CO_2総排出量削減の成果が出ていることを評価したいと思います。
	目標が達成できた項目については更なる向上を、未達成の項目については次年度の達成に向けた活動に期待します。
	コロナ禍の影響により実施を見合わせなければならない項目を生じましたが、情勢や感染拡大防止に注意しながら環境活動の実施に努めてください。

次回環境経営レポートの作成時期は令和４年７月です。